

様式ID

NTA0KSE080010030



相 続 税 の 申 告 書 第 8 表

外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書

														被相続人		E01											
1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)																											
外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名		外国の法令により課せられた税										③ ①の日現在における邦貨換算率		④ 邦貨換算税額(円) (②×③)		⑤ 邦貨換算在外純財産の価額(円)		⑥ $\left[\frac{\text{⑤の金額}}{\text{取得財産の価額}}\right]$ の割合		⑦ 相次相続控除後の税額×⑥(円)		⑧ 控除額(円) (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)					
		国名及び税の名称		① 納期限						② 税額																	
				元号	年	月	日																				
E02		E03		N01					J01		通貨単位		C01		G01		G02		C02		G03		G04				
E04		E05		N02					J02		通貨単位		C03		G05		G06		C04		G07		G08				
E06		E07		N03					J03		通貨単位		C05		G09		G10		C06		G11		G12				
E08		E09		N04					J04		通貨単位		C07		G13		G14		C08		G15		G16				
E10		E11		N05					J05		通貨単位		C09		G17		G18		C10		G19		G20				
(注) 1 ⑤欄は、在外財産（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産を含みます。）の価額からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。 なお、在外財産が令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産である場合のその在外財産の価額は、その贈与を受けた年と同一一年中に被相続人である特定贈与者から贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額の合計額からその年分の相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額が限度となります。 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。 3 各人の⑧欄の金額を第8の8表1のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。																											

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)																	
農業相続人の氏名										E12		E13		E14			
納税猶予の基となる税額(円) (第3表の各農業相続人の⑫の金額)										①	G21		G28		G35		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(円) (第4表⑥× $\frac{\text{①}}{\text{第3表の各農業相続人の⑬の金額}}$)										②	G22		G29		G36		
納税猶予税額の計算上の税額控除の額	税額控除額の計(円) (第1表の各農業相続人の(⑮+⑰)の金額)										③	G23		G30		G37	
	第3表⑨の各農業相続人の算出税額(円)										④	G24		G31		G38	
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(円) (第4表⑥× $\frac{\text{④}}{\text{第3表の各農業相続人の⑬の金額}}$)										⑤	G25		G32		G39	
	(③－(④+⑤))の金額(円) (赤字のときは0)										⑥	G26		G33		G40	
農地等納税猶予税額(円) (①+②－⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)										⑦	G27		G34		G41		

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8の7表の⑱欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。
2 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「①+②－⑥」の金額が修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超えることができます。